

第四八回

参第一九号

医療法の一部を改正する法律（案）

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第一号中「整形外科」の下に「、脳神経外科」を加え、「理学診療科（又は放射線科）」を「理学診療科、放射線科」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

脳、脊髄及び末梢神経に関する外科の診療技術の進歩発達に伴う専門分化及び放射線の医学面への応用の顕著な進展に伴う医療領域の充実にかんがみ、診療科名として脳神経外科を加えるととも放射線科を独立の診療科名とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。